

独立行政法人海上災害防止センター 第三期中期計画

独立行政法人海上災害防止センター（以下「センター」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日（ただし、終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、移行の前日）までの期間におけるセンターの中期目標を達成するための計画を、以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

センターは、鹿児島に支所を配置しているが、今後の事業展望を勘案し、本中期計画期間中に鹿児島支所を廃止するなど、新組織形態への移行に向けて、センター組織・定員の見直しを行う。

(2) 業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、退職手当引当金、法定福利費及び特殊要因経費を除く。）については、平成 22 年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度 1 % 以上の削減を行う。

経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

- ② 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえ、平成 27 年度までにその指数を 110 以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直す。

さらに、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえながら、経営基盤の強化につながる HNS 業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく見直すものとする。

ただし、HNS 業務の拡充・強化に係る人件費については削減対象から除くこととする。

- ③ 事業費については、毎年の事業計画策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100 % 以上となるよう節減に努める。
- ④ 契約については、センターが策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。

また、監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

(3) 関係機関等との連携の強化

民間船会社及び関係行政機関の知見を活用し、業務の効率的な運営を図るため、これら機関等との連携を密にした業務運営を行う。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 海上防災措置業務

センターは、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日閣議決定）において、従来からの特定油（蒸発しにくい油）に加え、ガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質（以下「HNS」という。）の排出事故についても対応できるよう、防除資機材の保有や防除措置能力の確保が求められている。

このためセンターでは、第二期中期目標期間中にHNS防除資機材の緊急整備を行うなどHNS防除体制の構築を図ってきたところであり、今後も引き続き、HNS資機材の整備の充実を図るとともに、特に、本中期目標期間中は、これら資機材の運用体制の確立を目的として、次の業務を実施する。

① 海上防災措置業務の適時・適確な実施

海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。

また、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。

② HNS防除体制の充実強化

HNSの防除措置能力を向上させ、防除体制の強化を図るため、毎年度、契約防除措置実施者に対して「有害物質コース」（国際海事機関カリキュラムに準拠）を主体とした研修を実施し、HNS防除措置に係る知識と技能を教授する。

また、センターが保有するHNS防除資機材・人員の動員システムやセンターがこれまで培ってきたHNS防除に関するノウハウを有効活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。

(2) 機材業務

排出油防除資材（全国33基地）及び油回収装置等（全国10基地）の維持管理に努めるとともに、これら資機材を迅速かつ確実に運用できるよう、各基地において毎年度1回の訓練を行う。

(3) 海上防災訓練業務

「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に基づく船員法の法定訓練に重点を置き、年間の訓練計画を策定し、実施する。

特に、消防訓練を受ける必要がある危険物積載船の上級船舶職員に対しては、消火実習に主体をおいた訓練計画を策定し、実施する。

(4) 調査研究等業務

① 海上防災体制強化に資する調査研究の実施

過去の事故対応の経験等を活用し、海上防災措置に必要な資機材を開発するとともに、海上防災措置の改善に役立つ技術について調査研究を行う。

② 成果の普及・啓発

調査研究の成果（受託研究を除く。）をホームページ上で公開し、成果の普及・啓発を図る。

(5) 国際協力推進業務

過去の事故対応の経験等を活用し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する指導及び助言を行うとともに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練を海外からの研修員に対して実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

これまで培った技術・能力を活用し、本計画に基づく業務や社会ニーズを踏まえた業務を展開し、自己収入の確保を図る。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

平成23年度～平成27年度予算

（単位 百万円）

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
収入			
運営費交付金	0	0	0
施設費等補助金	0	0	0
受託・手数料収入	3,300	5,188	8,488
その他	196	372	568
目的積立金取崩収入	0	0	0
計	3,496	5,560	9,056
支出			
業務経費	0	0	0
施設整備費	0	0	0

受託経費	2,535	3,657	6,192
一般管理費	739	1,352	2,092
その他	0	7	7
計	3,274	5,017	8,291

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

【人件費の見積り】 期間中総額1,517百万円を支出する。

【運営費交付金の算出方法】 該当なし。

(3) 収支計画

平成23年度～平成27年度収支計画

(単位 百万円)

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
費用の部	3,642	5,587	9,229
經常費用	3,638	5,586	9,225
防災費	445	0	445
防災業務管理費	203	0	203
HNS業務費	1,427	0	1,427
機材業務管理費	0	42	42
機材業務費	0	855	855
消防船業務費	0	1,606	1,606
消防船建造費	0	0	0
訓練業務費	0	930	930
調査研究業務管理費	0	9	9
調査研究業務費	0	206	206
受託業務管理費	174	0	174
指導助言費	0	0	0
一般管理費	739	1,352	2,092
減価償却費	650	586	1,236
財務費用	4	0	4
臨時損失	0	0	0
収益の部	3,666	5,832	9,497
運営費交付金収益	0	0	0
手数料収入	2,796	4,795	7,591

受託収入	504	393	897
寄付金収益	27	0	27
資産見返負債戻入	250	272	522
その他	89	372	461
臨時利益	0	0	0
税引前純利益（△税引前純損失）	23	245	268
法人税、住民税及び事業税	11	4	15
法人税等調整額	0	0	0
純利益（△純損失）	13	241	254
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益（△総損失）	13	241	254

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(4) 資金計画

平成 23 年度～平成 27 年度資金計画

(単位 百万円)

区 別	防災措置業務勘定	その他業務勘定	合 計
資金支出	3,630	7,014	10,644
業務活動による支出	3,083	5,010	8,092
投資活動による支出	182	0	182
財務活動による支出	10	7	17
次期への繰越金	356	1,997	2,353
資金収入	3,630	7,014	10,644
業務活動による収入	3,496	5,560	9,056
運営費交付金による収入	0	0	0
受託・手数料収入	3,300	5,188	8,488
その他の収入	196	372	568
投資活動による収入	0	0	0
施設費による収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
繰越金 (注)	135	1,454	1,589

--	--	--	--

(注) 前期中期目標期間よりの繰越金

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. 短期借入金の限度額

排出油等防除措置に必要な額として、1,100百万円を短期借入金とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

6. 剰余金の使途

剰余金は予定していない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。

(2) 人事に関する計画

センターの業務を確実かつ効率的に遂行するとともに、新組織形態への移行を円滑に実施するため、職員の適正配置及び知識・技能の向上を図る。

(3) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

(4) 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第42条の

30第1項に規定する積立金の使途